

大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査

(WEB用シール)

皆様には、本市の人権行政にご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。
本市では、人権に関する諸問題が多様化するなかで、さまざまな偏見や差別をなくしていくための教育・啓発等に取り組んでいくところです。
この度、部落差別(同和問題)の解決に向けて、市の諸施策を進めて行つたための基礎資料として、部落差別(同和問題)に関する市民意識調査を実施いたします。
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力願いますよう、よろしくお願い申し上げます。
令和6年6月 大東市長

● 調査について

調査票をおたずねしたことは、今回の目的以外に使用することはありません。また、回答したことにより個人が特定されたり、個人の情報が漏れたりすることはありません。

● ご記入にあたってのお願い

- 質問には、必ず封筒のあて名のご本人がお答えください。なお、記入に当たっては、ご家族、ご友人の方などに代筆していただくことも結構です。ご記入は、黒のボールペン、濃い鉛筆、万年筆などをお願いします。
- お答えは、当てはまる回答の番号を○で囲んでください。質問によって、回答する○印の数が異なりますので、それにしたがつてお答えください。
- 「その他」に○をしたときは、()の中にその内容を具体的に記入してください。

● WEB調査でご回答いただく場合

パソコン、スマートフォン等で調査専用画面にアクセスし、画面の指示に従つてご回答ください。なお、回答の際にはパケット通信料がかかりますので、ご承知の上ご協力ください。

調査専用画面 URL: <https://ans.i-enquete.jp/daito/>

- 調査専用画面に入るのは、本ページ右上に記載の認証コードを入力ください
- 認証コードは、回答者を特定するためのものではありません。

● 令和6年7月19日(金)までにポストへ投函ください。(切手は不要です。)

WEBでは7月19日(金)23時59分までに回答をお願いします。

調査に関するお問い合わせは、大東市役所 市民生活部人権室 人権企画・調整グループ

電話:072-872-2181(代表) FAX:072-872-2268

【本調査票での表記について】

今なお、差別を受けている地域を意味する言葉として「被差別部落」や「部落」がありますが、本調査票では「同和地区」と統一して表記しております。
また法務省等では、「部落差別(同和問題)」という表記を用いていますが、以下では「同和問題」と統一して表記しております。

問 1 次の意見や考え方についてあなたはどう思いますか。
(○はそれぞれの行で1つ)

	そう思う	どちらかと いえばそう 思う	どちらともい えない	どちらかと いえばそう 思わない	そう 思わない
ア 今の時代でも家柄や家の 格を大事にすべきだ	1	2	3	4	5
イ 「友引」の日に葬式をしな いほうがよい	1	2	3	4	5
ウ 物事を決める際、占いや 方角は参考になる	1	2	3	4	5
エ 葬式や通夜では「清め塩」 を用意すべきだ	1	2	3	4	5
オ 女性であるという理由 で、昇給や昇進に差がつ くことは差別である	1	2	3	4	5
カ 結婚の際、相手の身元調 査をしたほうがよい	1	2	3	4	5
キ 女性性は結婚したら、夫の 姓を名乗るほうがよい	1	2	3	4	5
ク 日本に住む外国人は日本の 文化を理解し、日本の 生活習慣に応じた生活を すべきだ	1	2	3	4	5

問2 あなたは同和問題がどういうものか知っていますか。
(あてはまる番号1つに○、回答により次の設問が変わります。)

1. 知っている
2. なんとなく知っている
3. 知らない
- 問3から、すべてご回答ください
→ 問17からすべてご回答ください

問3 あなたが同和問題について初めて知ったのはいつ頃のことですか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 6歳未満(小学校に入学する前) 2. 6歳～12歳未満(小学生の頃)
3. 12歳～15歳未満(中学生の頃) 4. 15歳～19歳未満
5. 19歳以降 6. 覚えていない

問4 あなたが同和問題について誰から、もしくは何から知りましたか。最も記憶に残っているものを1つ選んでください。
(あてはまる番号1つに○)

1. 家族 2. 親戚 3. 近所の人 4. 職場の人
5. 友人 6. 学校の授業 7. 職場の研修 8. 講演会や研修会
9. 市の広報(広報紙、リーフレット、ホームページ、ポスターなど)
10. テレビ、ラジオ、新聞、書籍等 11. インターネット(SNSやブログ等含む)
12. その他()

問5 あなたは現在の同和問題の状況についてどう思いますか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 差別は以前と変わらず存在していると思う
2. 差別は増えていると思う
3. 差別は減っていると思う
4. 差別はもう無いと思う
5. わからない

問6 あなたが、「同和地区」と聞いたときのイメージはどのようなものですか。
あなたが感じているイメージに近い番号を選んでください。
(○はそれぞれの行で1つ)

A	非常に Aに近い	やや Aに近い	どちらとも いえない	やや Bに近い	非常に Bに近い	B
やさしい	1	2	3	4	5	こわい
明るい	1	2	3	4	5	暗い
開放的	1	2	3	4	5	閉鎖的

問7 あなたが新たな住まいを選ぶ際、価格や交通の便などの希望条件に合致した物件が同和地区にあった場合、あなたはどうしますか。
(あてはまる番号1つに○)回答により次の設問が変わります。)

1. 避けると思う

2. どちらかといえば避けると思う

3. どちらかといえば避けたいと思う

4. 避けたいと思う
- 問7-1へ
- 問8へ

問7-1 問7で「1 避けると思う」「2 どちらかという」と避けると思う」と答えた方にお聞きします。あなたはなぜそう思うのですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 同和地区に住むことで、自分や家族が差別されるかもしれないから
2. 同和地区の人とは付き合いたくないから
3. 同和地区は治安が悪いから
4. 学力の問題などで子どもの教育上よくないと思うから
5. 何かのトラブルに巻き込まれたくないから
6. 同和地区の物件は価格上昇が見込めないから(転売するときが難しいと思うから)
7. 同和地区には住まないほうがいいと聞いたことがあるから
8. その他(具体的に:)

問8 結婚しようとする相手が同和地区出身者だという理由で、家族から結婚を反対されている親戚のAさんがいます。あなたがその親戚のAさんから結婚の相談を受けたとしたら、あなたはどうしますか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 自分の意思を貫いて結婚すればよいと思う
 2. 反対する家族を説得するなど、力になろうと思う
 3. 結婚は慎重に考えたほうがいいと思う
 4. 結婚はしないほうがいいと思う
 5. どう言えばいいのかわからない
 6. その他(具体的に:)
- 問8-1へ

問8-1 問8で「3 結婚は慎重に考えたほうがいいと思う」「4 結婚はしないほうがいいと思う」と回答された方にお聞きします。それはなぜですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 家族が反対しているなら、それに従うべきだから
2. 将来、結婚した本人やその子どもが差別を受けるかもしれないから
3. 同和地区の人と親戚になりたくないから
4. 将来、自分や自分の家族が差別されるかもしれないから
5. その他(具体的に:)

問9 あなたは、同和問題に関する次のような意見や考え方について、どう思いますか。あなたの意見に最も近いものを選んでください。(○はそれぞれの行で1つ)

	そう思う	どちらかといえはそう思う	どちらともいえない	どちらかといえはそう思わない	そう思わない
ア	1	2	3	4	5
イ	1	2	3	4	5
ウ	1	2	3	4	5
エ	1	2	3	4	5
オ	1	2	3	4	5
カ	1	2	3	4	5
キ	1	2	3	4	5
ク	1	2	3	4	5
ケ	1	2	3	4	5
コ	1	2	3	4	5
サ	1	2	3	4	5

問10 あなたはこの5年間くらいの間に同和問題に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。(○はいくつでも)
※SNS やブログ等を含むインターネット上の書き込みは除いてください。

1. 住宅を購入したり引越したりする際は、同和地区内の物件を選んだほうがよい
2. 同和地区の人は、優遇されている
3. 同和地区の人とは結婚してはいけない
4. 同和地区の人はこわい
5. 同和地区は治安が悪い
6. 同和地区の人とは、関わらないほうがよい
7. 同和地区の人は無理難題を言う
8. 聞いたことがない → 問11へ

問10-1 問10で「1」～「7」と答えた人にお聞きします。問10で1つだけ○をされた方は問10で選んだものと同じものを選んでください。問10でいくつか○をされた方は最も印象に残っているもの、1つを選んでください。
(あてはまる番号1つに○)

1. 住宅を購入したり引越したりする際は、同和地区内の物件を選んだほうがよい
2. 同和地区の人は、優遇されている
3. 同和地区の人とは結婚してはいけない
4. 同和地区の人はこわい
5. 同和地区は治安が悪い
6. 同和地区の人とは、関わらないほうがよい
7. 同和地区の人は無理難題を言う

問10-2 問10-1で○をされた内容についてお聞きします。
それは誰から聞きましたか。
(あてはまる番号1つに○)

- | | | |
|-------------|-------|----------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 | 3. 近所の人 |
| 4. 職場の人 | 5. 友人 | 6. 知らない人 |
| 7. その他(具体的に |) | |
| 8. 覚えていない | | |

問10-3 問10-1で○をされた内容についてお聞きします。それを聞いたとき
どう感じましたか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 反発・疑問を感じた → 問 10-4へ
2. そのとおりだと感じた
3. そういう考え方もあるのかと感じた
4. その他(具体的に)
5. 特に何も感じなかった

問10-4 問10-3で「1 反発・疑問を感じた」と回答された方についてお聞き
します。反発・疑問を感じてどうされましたか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 相手にその気持ちを伝えた
2. 家族・親類に相談した
3. 友人・知人に相談した
4. 市町村や府など行政の相談窓口相談した
5. その他(具体的に)
6. 特に何もなかった

問11 あなたはこの5年間くらいの間に SNS やブログ等を含むインターネット
上で次のような内容を見たことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 同和地区や同和地区出身者に対する偏見や差別を拡げる書き込み
2. 同和地区出身者の名前や住所等を明らかにする書き込み
3. 同和地区の地名や所在地の書き込み
4. 同和地区を撮影した動画や写真
5. 見たことがない → 問12へ

問11-1 問 11 で「1」～「4」に○をされた方にお聞きします。
それ(それら)を見たきっかけは何ですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 学校や職場で同和問題を教わったので、同和問題について調べていた
2. 同和問題について理解を深めようと、同和問題について調べていた
3. 同和地区がどこにあるのか、調べていた
4. 同和地区がどこか知りたくて調べていた
5. ある人物について、その人が同和地区出身者かどうか、調べていた
6. 知り合い等から、その投稿を見るように勧められた
7. 同和問題と関係のない SNS や WEB サイトを閲覧しているうちに、たどりついた
8. その他(具体的に:)

問11-2 それ(それら)を見てどう思いましたか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 人権の観点から問題があると思った(人権侵害にあたると思った)
2. 同和問題には関わりたくないと思った
3. ほしい情報が得られた
4. 興味がわいて、他の書き込みや動画なども見てみたいと思った
5. その他(具体的に)
6. 何も思わなかった

問12 あなたは小学校から高校までのあいだに同和問題に関する教育を受けたことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 小学校で受けたことがある
2. 中学校で受けたことがある
3. 高校で受けたことがある
4. 受けたことがない
5. 覚えていない

問12-1へ

問12-1 問12で「1小学校で受けたことがある」「2中学校で受けたことがある」「3高校で受けたことがある」のいずれか1つでも答えた人にお聞きします。
同和問題に関する教育を受けてきて、その内容はどうか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 色々な視点から展望が広がられた
2. 部落差別の厳しさを学んだ
3. 部落の人たちのたくましさを感じた
4. よく理解できなかった
5. よく覚えていない
6. その他(具体的に)

問13 あなたはこれまでに同和問題に関する講演会や研修会に参加したり、職場で研修を受けたことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 自治体主催する講演会に参加したことがある
2. 市民団体や運動団体などが主催する講演会や研修会に参加したことがある
3. 職場で研修を受けたことがある
4. 地域集会(※1)で受けたことがある
5. その他(具体的に)
6. 参加したり、受けたことはない
7. 覚えていない

※1地域集会

地域集会とは、市民の皆様がふれあい、出会う場として、また、人権の大切さを学び、考え、意見を交換する場として、市、人権啓発ネットワーク大東(※2)、市内各自治区の共催で各公民館等で開催しています。

※2人権啓発ネットワーク大東

人権啓発ネットワーク大東とは、すべての人権が尊重される社会を実現するために、行政とともに人権に関するさまざまな講演会やパネル展を通じて、市民への人権啓発活動を実施している団体です。

問14 大東市で同和問題に関する講演会や研修会が開催されたらあなたは参加したいですか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 参加したい → 問14-1ハ
2. 参加したくない → 問14-2ハ

問14-1 問14で「1 参加したい」と答えた人にお聞きします。
同和問題のどのようなことを知りたいですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 同和問題の歴史
2. 同和問題の現状・実態
3. 同和問題の解決に向けた取り組み
4. 同和地区出身者による体験談
5. なぜ、部落差別はなくなるのか、その理由について
6. えせ同和行為(※3)について
7. その他(具体的に)

※3 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実として、会社・個人や官公署などに不当な利益や業務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

問14-2 問14で「2 参加したくない」と答えた人にお聞きします。
あなたはなぜそう思いましたか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 同和問題について見聞きしたことがないから
2. 同和問題について知らなくても自分の生活に支障がないから
3. 興味が無いから
4. 同和問題は難しいから
5. 同和問題は重要な課題とは思わないから
6. その他(具体的に)

問15 平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では現在も部落差別は存在し、部落差別が許されないものであると明記されています。あなたはこの法律について知っていますか。
(あてはまる番号1つに○)

1. 知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない
3. 知らない

問16 部落差別を受けた人が相談する窓口としてあなたが知っているものはどれですか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. 法務局または人権擁護委員
2. 大阪府庁
3. 大東市役所
4. 人権文化センター(総合相談・支援窓口)
5. その他(具体的に)
6. 知らない

ここからは、回答者ご自身についてお聞きします

問 17 あなたの性別は。(あてはまる番号1つに○)

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. いずれでもない

問 18 あなたの年齢は。(令和 6 年 6 月 1 日現在の満年齢でお答えください。)(あてはまる番号1つに○)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 2. 20～29 歳 | 3. 30～39 歳 | 4. 40～49 歳 |
| 5. 50～59 歳 | 6. 60～69 歳 | 7. 70～79 歳 | 8. 80 歳以上 |

問19 あなたがお住まいの場所を教えてください。
(あてはまる番号1つに○) ※50 音順に記載しております。

- 1. 西部方面 ※番号に○を。町名には○は不要です
赤井、御領、新田旭町、新田北町、新田境町、新田中町、新田西町、新田東本町、
新田本町、太子田、南郷町、氷野、諸福
- 2. 中部方面
曙町、泉町、栄和町、扇町、大野、川中新町、御供田、幸町、三箇、三洋町、新町、
末広町、住道、大東町、灰塚、浜町、朋来、三住町
- 3. 東部方面
明美の里町、大字龍間、大字寺川、大字中垣内、大字野崎、大字北條、学園町、
北楠の里町、北新町、谷川、津の辺町、寺川、中楠の里町、中垣内、錦町、
西楠の里町、野崎、平野屋、平野屋新町、深野、深野北、深野南町、北条、
緑が丘、南楠の里町、南津の辺町、南新田

問20 同和問題に関するご意見やご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

アンケートのご協力ありがとうございました。

大東市 部落差別(同和問題)に関する市民意識調査 結果報告書

発行年月:令和 7 年(2025)年 3 月

編集・発行:大東市 市民生活部 人権室

〒574-8555 大東市谷川 1 丁目 1 番 1 号

TEL:072-870-9063

FAX:072-872-2268

e-mail:j_seisaku@city.daito.lg.jp

印刷物番号

6-103

リサイクル適正 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます